

患者さん各位

インフルエンザの診療及び「治癒証明書」について

1 インフルエンザの治療方針

- ・当院ERでは、救急診療が必要な患者さんに対して、応急処置を行っています。インフルエンザについても、治癒までの継続的な外来診療は行っておりません。
- ・継続的な治療を希望される場合には、お近くの医療機関（クリニック等）をご受診ください。
- ・他院での対応が困難な症状や基礎疾患等をお持ちの方は、当院の専門外来等で継続的な治療を行う場合があります。

2 治癒証明書

- ・**当院では、高校生以上の患者さんについて、インフルエンザの「治癒証明書」「陰性証明書」は発行していません。**

厚生労働省も、「インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくありません。」との見解を示しています。

- ・ただし、中学生以下のお子さんについては、平日の午前9時から11時までの間に小児科外来に再度来院され、小児科医が診察を行った場合には、例外として治癒証明書等を発行することがあります。小児科医にご相談ください。**※ER外来での発行は行っていません。**

平成31年2月 東京都立墨東病院院長